

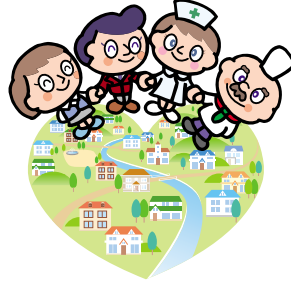
▲提案団体から企画の説明が行われた公開審査

4月に市民活動団体や町内会・自治会の皆さんから募集した提案の中から、書類・公開審査を経て、次の事業が、協働事業として採用されることになりました。

今後、提案団体と市の担当課などで、事業を実施するために役割分担などを協議し、各事業に取り組んでいきます。

活動のようすは、広報みはらや市ホームページなどで紹介していきます。

問い合わせ先 まちづくり推進課(☎0848 6184 FAX 0848 6199)



力をあわせて

市民協働のまちづくり

26

市民提案型の協働事業が動き出します！

テーマ	事業名	提案団体名
健康ウォーキングとラジオ体操の普及	学校林の遊歩道整備と鉢ヶ峰への登山道整備	NPO法人 フォレストサポートクラブ
	ウォーキングでめぐる鉢ヶ峰・鳴滝山・きはら八十八カ所めぐり	はっちーくんの会
	西野梅林 梅の里公園 健康ウォーキングコース整備事業	西野梅林を愛する会
	ウォーキング実施事業及びラジオ体操普及啓発事業	大和町自治振興連合会
子育て「金のルール」の普及・啓発	家庭で育む基本的な生活習慣 ～話して楽しい！知って得するしつけのあれこれ♪～	みらい子育てネット・みはら
	読書を通して心を豊かにする事業	ほんごう子ども図書館



消費生活相談

クリックしていると突然、請求画面に

《相談内容》

インターネットで無料動画のサイトを見ていたら、途中で「18歳以上ですか？」という質問が出てきた。何の気なしに「はい」をクリックすると、入会完了の画面が出て、約5万円を請求された。年齢確認の画面を下に進めると金額が書いてあった。請求金額を支払わないといけないのだろうか。

《アドバイス》

相談者には、電子消費者契約法について説明し、申し込み内容を確認・訂正できる画面がなければ、無効を主張できるので、支払いの必要はなく、無視するよう



に伝えました。無料と書いてあると、ついぞいてみたくありませんが、興味本位によくわからないサイトにアクセスしないようにしましょう。

また、携帯電話からアクセスしたとしても、機種名や個人識別番号、位置情報などから、個人情報事業者に漏れることはありませぬ。事業者に連絡しないでください。個人情報を聞き取られる危険があります。

もし、登録料を請求されるなどのトラブルに遭ったら、一人で抱え込まず、家族や消費生活センターに相談しましょう。

消費生活センター(市役所本庁5階)
☎0848 676410
とき 18日を除く月～金曜日
9時～12時、13時～16時

7月・8月の巡回相談
8日(金)、8月12日(金) 14時～16時
本郷福祉センター
15日(金)、8月19日(金) 14時～16時
久井保健福祉センター
22日(金)、8月26日(金) 14時～16時
大和保健福祉センター
問い合わせ先 商工振興課
(☎0848 6072)

人権標語 (小学1年生の作品)

したくない されたくないよ なかまはずし

されて嫌なことは、友達にしないことが大切なんだね。